

国労本部電送No.99	発信日	発信部 業務部	責任者	受領者
	2019年11月13日			

<2019 年末手当>

ソフトバンクが回答

3.0 ヶ月分（前年比 同月数）

支払日 12月13日（金）

ソフトバンク株式会社は本日（11月13日）、「2019年度年末手当の支払いに関する申し入れ（闘申3号）」に対し、上記の回答を行った。

会社の業績とは裏腹に、年間の仮置き月数から一切上積みに応じず、前年度同月数の回答に止まった。国労は、会社に抗議し持ち帰り検討することとした。

<冬季賞与・夏季賞与の考え方>

ソフトバンクグループの業績目標は、年度単位で設定している。ソフトバンクにおいて毎期の業績を勘案して決定している賞与原資についても、年度単位の業績に対して決定する方針をより明確にするため、冬季賞与・夏季賞与の考え方は以下のとおりとする。

- ・冬季賞与は、原則3.0ヶ月とする。（著しい業績悪化などがあつた場合を除く）
- ・夏季賞与は、年度の業績目標達成状況に応じて、3.0ヶ月からの積み増しを検討する（業績によっては3.0ヶ月を下回る場合もある）。

積み増し分は、特別加算賞与と位置づけ、各人ごとの貢献度に応じたメリハリのある配分を行うことを原則とする。

【冬季】	【夏季】	（年間）
原則3.0ヶ月	3.0ヶ月± α	（6.0ヶ月± α ）
	年度業績により検討	※月数はいずれもB評価時
なお、次年度より冬 2.5 ヶ月、夏 2.5 ヶ月± α との考えを明らかにし、今年度との差額相当（1ヶ月）を月例給与への上積みをするとしている。		

以上